

介護保険料の賦課等に関する情報収集結果 —行方不明者の取扱いを中心として—

近畿管区行政評価局
第2評価監視官室

1 情報収集の経緯

当省の行政相談において、「行方不明者への年金支給は止まっているが、介護保険料の支払いはどうすればよいか。」との相談が行方不明者の家族から寄せられた。

年金受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1か月以上明らかでないときは、速やかに当該受給権者の氏名や所在不明となった年月日等を記載した「年金受給権者所在不明届」を日本年金機構に提出することが義務付けられている。当該所在不明届が提出された場合には、日本年金機構は受給権者本人に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めた上でその提出がない場合には、年金の支給が一時差し止められ、保険料の徴収方法は特別徴収から普通徴収に切り替わる【図表1、2参照】。

一方、認知症等により行方不明となった者の介護保険料の支払義務については、介護保険の被保険者資格の喪失手続がなされていない場合、介護保険料の支払義務は継続し、通常、行方不明者に対しては、普通徴収もできないことから、その家族が行方不明者に連帯して支払う義務が生じる【図表3参照】。

また、毎年10万人近くの行方不明者（うち約2万人が認知症）が発生し、発見されていない行方不明者が一定数存在するという状況にある【図表4参照】。

以上のことから、当局において、行方不明者に代わって介護保険料を支払っている家族等の負担軽減を図る観点から、管内地方公共団体における介護保険料の賦課等について実態を把握することとした。

2 情報収集の結果

(1) 被保険者資格の喪失処理について

ア 制度の概要

第1号被保険者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号において、「市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者」とされており、同法第11条第1項において、「当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。」とされている【図表5参照】。

厚生労働省老健局介護保険計画課（以下「厚生労働省」という。）は、住所につい

て、「介護保険法に特段の規定はないが、「各自の生活の本拠」をもって住所となり、「各自の生活の本拠」とは、一義的には、住民票に記載された住所が基本と整理している。その上で、各自の生活の実態に照らして、各保険者が、住民票記載の場所以外を住所と判断することも可能である。」としている。

なお、介護保険と同様に地域保険である国民健康保険の被保険者資格に関しては、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」（平成4年3月31日保険発第40号各都道府県民生主管部（局）長あて厚生省保険局国民健康保険課長通知）において、「職権による資格の喪失確認にあたっては、現地調査を経て被保険者が転出若しくは転居しているか、又は届出地に居住していないこと（以下、「不現住」という。）の認定に足りうる調査内容又は資料等を明確にするとともに、関係部署（住民基本台帳担当課等）と連携をとり行うものとする」とされており、資格喪失年月日は、「原則として転出又は居住していない事実が資料等から確認できた場合は、その日。居住していない事実のみの場合は、居住していない事実が確認できる資料等から客観的にみて居住していない事実が判断できる日であること。」とされている【図表6参照】。

イ 被保険者資格喪失処理の実態

当局管内から選定した15市町※の介護保険担当部局に対し、第1号被保険者が行方不明となったと市町が認知した場合に被保険者資格の喪失処理を実施するか聴取したところ、15市町のうち2市は、介護保険担当部局が不現住調査を実施した上で、行方不明者が不現住認定された場合は、住民基本台帳担当課等に対して、行方不明者の住民票の職権消除を依頼しており、住民票の職権消除がされれば、被保険者資格の喪失処理を行うとしている。

一方、上記2市のほか、行方不明者の介護保険料の減免を行うとしている3市町（後述（2）イ参照）を除いた10市は、家族等から行方不明者の介護保険料の支払いについて相談があった場合には、住民基本台帳担当課等を案内しており、住民基本台帳担当課等において、住民票の職権消除が行われた場合には、被保険者資格の喪失処理を行うとしている。

※ 15市町は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の計5府県を対象とし、住民基本台帳に基づく人口、人口動態世帯数（令和7年1月1日現在）、介護保険の賦課に関するホームページ情報等に基づき、当局が選定した。

ウ 資格喪失日

今回情報収集した15市町のうち14市町は、住民票の職権消除がされた場合、住民票の消除日又はその翌日を被保険者資格の喪失日としている。

上記以外の1市は、不現住確定日（不現住認定したことをシステムに入力した日）を資格喪失日としているが、このような取扱いをしている理由について、同市は、「住民票の消除日の翌日を資格喪失日とすると、不現住実態調査による不現住認定

から住民票の職権消除の手続を処理するまでのタイムラグの期間も介護保険料を賦課することから、介護保険担当の調査において認定した不現住確定日を資格喪失日とすることにより少しでも家族等の負担を軽減するためである。」としている。

エ 行方不明者に対する被保険者資格の喪失処理についての意見・要望

15 市町に対し、行方不明者の被保険者資格喪失について、国等に求める意見・要望を聴取したところ、表 1 のとおり 5 市町が「統一基準を示してほしい（取扱いを明らかにしてほしい等）。」としており、4 市が「容易に検索可能な Q&A を作成してほしい。」、「他市町村における取組を知りたい。」としている。

表 1 被保険者資格の喪失処理に係る意見・要望

意見・要望の内容	市町数 (複数回答)
統一基準を示してほしい（取扱いを明らかにしてほしい等）。	5
容易に検索可能な Q&A を作成してほしい。	4
他市町村における取組を知りたい。	4

（注）当局の情報収集結果による。

(2) 行方不明者に対する介護保険料の減免実施状況

ア 制度の概要

介護保険法第 142 条において、「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」とされている。

厚生労働省は、各市町村における介護保険条例の改訂に当たって参考に供するため、「介護保険条例参考例」を定めている。

上記参考例において、減免は、災害や重大な事故、又は主たる生計維持者が死亡した場合や、重大な事故で働けなくなった場合など特別な事情がある場合に認めるものとして例示されているが、行方不明者に対する減免は例示されていない【図表 7 参照】。

イ 減免を実施する市町の状況

今回情報収集した 15 市町に対し、第 1 号被保険者が行方不明となった場合に介護保険料の減免を実施するか聴取したところ、減免を実施しているのは 3 市町であった。

減免の実施を決定した経緯については、表 2 のとおり、3 市町とも行方不明となった者の家族からの相談が端緒となり、減免の実施を決定している。

表 2 減免の実施を決定した経緯

市町	減免の実施を決定した時期	決定した経緯
A 市	平成 26 年 9 月	平成 26 年 4 月から、年金受給権者の所在不明届の提出が義務化され、当該届出の提出により年金が一時停止された場合、介護保険料は行方不明者の家族が支払うこととなることから、行方不明者への対応方法について検討することになった。 また、当時、行方不明者の家族から介護保険料の徴収猶予や減免申請について、問合せや相談があったことから、当市は条例整備を進めた。
B 市	令和 5 年 6 月	令和 4 年に行方不明者の家族から介護保険料の減免に関する相談があり、対応を検討した結果、令和 5 年から介護保険料減免取扱要領別紙の減免基準を改正し、減免を開始することとした。
C 町	令和 2 年 10 月	令和 2 年 3 月に行方不明となった者の家族から年金受給停止の申請が行われた後、介護保険料の支払いについて相談があり、対応を協議した結果、町介護保険条例に基づき減免を認めることとした。

(注) 当局の情報収集結果による。

ウ 減免要件等

減免を実施している 3 市町における減免要件等は表 3 のとおり、A 市は、「市長が特に必要と認めるとき」(市介護保険条例)として、「認知症による独り歩き等により行方不明になったものであって、警察等による捜索を行ってもなお発見できない場合」(市介護保険条例施行規則)に減免を行うこととしている。

B 市は、「その他市長が特に必要と認める者」(市介護保険条例施行規則)として、「行方不明となり生死が不明の場合」(介護保険料減免取扱要領別紙介護保険料減免基準)に減免を行うこととしている。

C 町は、「町長が特に必要があるもの」(町介護保険条例)として、①日本年金機構からの年金支給が差し止められていること、②警察署が公表している行方不明者情報等の証拠書類等がある場合、減免を行うこととしている。



表3 介護保険料の減免要件等

市町	減免の要件 (根拠規定)	減免申請に必要な証拠書類等
A 市	・市長が特に必要と認める場合(市介護保険条例) ・認知症による独り歩き等により行方不明となったものであって、警察等による捜索を行ってもなお発見できない場合(市介護保険条例施行規則)	・警察等に捜索の届出を行ったことを証する書類
B 市	・その他市長が特に必要と認める者(市介護保険条例施行規則) ・行方不明となり生死が不明の場合(介護保険料減免取扱要領別紙介護保険料減免基準)	・行方不明となり生死が不明であることを証明する書類 (日本年金機構からの年金支給を差し止める旨の通知等)
C 町	・町長が特に必要があると認めるもの(町介護保険条例)	・日本年金機構からの年金支給を差し止める旨の通知等 ・警察署が公表している行方不明者情報

(注) 当局の情報収集結果による。

エ 行方不明者に対する減免の取扱いについての意見・要望

15 市町に対し、行方不明者に対する減免の取扱いについて、国等に求める意見・要望を聴取したところ、表4のとおり、8 市町は、「他市町村における取組を知りたい。」としている。

表4 減免に係る意見・要望

意見・要望の内容	市町数 (複数回答)
他市町村における取組を知りたい。	8
行方不明者に係る減免規定の参考例を示してほしい。	3
統一基準を示してほしい(取扱いを明らかにしてほしい等)。	3
容易に検索可能な Q&A を作成してほしい。	2

(注) 当局の情報収集結果による。

(3) 死亡届の提出等により、被保険者資格が過去に遡って喪失した場合の介護保険料の取扱い

ア 制度の概要

死亡届の提出等により被保険者が過去に遡って死亡していたと認められ、被保険者資格が過去に遡って喪失した場合の介護保険料の取扱いについて、今回の情報収集の過程で、ある市から「介護保険法第 200 条の 2 に基づき、保険料の賦課決定の期間制限が 2 年であることから、介護保険料の返還は 2 年分までしかできないと解してよいのか判断できない」という話が聞かれた【図表 8 参照】。

厚生労働省は、「同様の照会を自治体から受けた事例があり、当時の対応によると、個別の事情に応じ、最終的には自治体において適切に対応することとなるが、個別ケースとして、①死亡届の提出等により被保険者が過去に遡って死亡したと認められ、被保険者資格も遡って喪失認定された場合、資格喪失後の賦課処分は無効となる。②介護保険法第 200 条の 2 は更正処分の期限を設定したものであるため、行政処分そのものが無効である場合は、同条は適用されないと回答した事例がある。」としている。

イ 情報収集した市町の認識等

今回情報収集した 15 市町に対し、死亡届の提出等により被保険者が過去に遡って死亡していたと認められ、被保険者資格も遡って喪失処理がされた場合の介護保険料の取扱いについて聴取したところ、表 5 のとおり、15 市町のうち 12 市町は、介護保険法第 200 条の 2 等に基づき、遡って返還が可能であるのは、介護保険料の賦課変更が可能な 2 年間分と認識している。

なお、過去の返還事例を聴取したところ、一部の市町では、2 年間分のみを返還していた例がみられた。

表 5 被保険者の死亡日が遡ったことから、被保険者資格も遡って喪失処理が行われた場合の介護保険料の取扱い

市町における取扱い	市町数
介護保険法第 200 条の 2 等に基づき、遡って返還できるのは、介護保険料の賦課変更が可能な 2 年間分と認識している。	12
資格喪失後の賦課処分は無効となり、資格喪失後に徴収した保険料は民法上の不当利得として返還する必要がある。	3

(注) 当局の情報収集結果による。

ウ 被保険者資格が過去に遡って喪失した場合の介護保険料の取扱いに係る意見・要望

15 市町に対し、遡って被保険者資格の喪失処理が行われた場合の介護保険料の取扱いについて、厚生労働省の見解を伝えた上で、国等に求める意見・要望を聴取したところ、表 6 のとおり、11 市町は、「適切な取扱いを明らかにして周知してほしい。」としており、周知の方法の一つとして、8 市町は、「容易に検索可能な Q&A

を作成してほしい。」としている。

また、2市町は、様々な事例が想定されることから、「具体的な事例対応集を作成してほしい。」としている。

表6 被保険者資格が過去に遡って喪失した場合の介護保険料の取扱いに係る意見・要望

意見・要望の内容	市町数 (複数回答)
適切な取扱いを明らかにして周知してほしい。	11
容易に検索可能なQ&Aを作成してほしい。	8
具体的な事例対応集を作成してほしい。	2

(注) 当局の情報収集結果による。

(4) まとめ

行方不明者の被保険者資格については、不現住実態調査の上、住民基本台帳担当部局と連携して資格喪失を実施している市(15市町のうち2市)がみられ、さらに介護保険担当の調査において認定した不現住確定日を資格喪失日とする取組を実施している市もみられた。

また、行方不明者の家族から寄せられた行政相談を踏まえ、管内地方公共団体における介護保険料の賦課等について実態を把握したところ、行方不明者に対して介護保険料の減免を行うとしている市町(15市町のうち3市町)がみられた。

上記の行方不明者に対して住民基本台帳担当部局と連携した被保険者資格の喪失の取組等は、今後、全国的に高齢化が進むことで、認知症等による行方不明者が増加する可能性があることを踏まえ、市町村が行方不明者の家族等の負担軽減方策を検討する際に参考となる情報であると考えられる。

一方、死亡届の提出等により被保険者が過去に遡って死亡していたと認められ、被保険者資格も遡って喪失した場合の介護保険料の取扱いについて、15市町のうち12市町が2年間分のみ返還可能であると認識していた。

以上のことから、厚生労働省において、以下の取組を進めることが望まれる。

- ① 行方不明者に代わって介護保険料を支払っている家族等の負担軽減を図る観点から、介護保険の被保険者資格の喪失処理を実施している市町の状況等、市町村が行方不明者の家族等の負担軽減方策を検討する際に参考となる情報の周知を図ること
- ② 死亡届の提出等により被保険者資格が遡って喪失した場合の介護保険料の適切な取扱いを明確化し、積極的に周知を図ること

【図表】

図表 1 受給権者の死亡及び所在確認に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（届出等）

第 105 条 （略）

（略）

- 3 受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（所在不明の届出等）

第 23 条 老齢基礎年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が 1 月以上明らかでないときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

- 一 届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係
- 二 受給権者と同一世帯である旨
- 三 受給権者の氏名及び生年月日
- 四 受給権者の基礎年金番号
- 五 受給権者の所在不明となった年月日
- 六 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2 （略）

- 3 厚生労働大臣は、第 1 項の届書が提出されたときであつて、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

- 4 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

- 5 受給権者が同時に老齢厚生年金の受給権を有していた場合において、厚生年金保険法施行規則第 40 条の 2 第 1 項の届書が提出されたときは、第 1 項の届書の提出があったものとみなす。

6～7 （略）

図表 2 年金支給の一時差止めに関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

第 73 条 受給権者が、正当な理由がなくて、第 105 条第 3 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（支払の一時差止め）

第 69 条 年金給付について、法第 73 条の規定によって支払の一時差止めをする場合は、受給権者が正当な理由がなくて、第 18 条第 3 項に規定する書類、第 18 条の 2 第 1 項に規定する届書、同条第 3 項若しくは第 23 条第 3 項に規定する書類、第 36 条第 3 項に規定する書類、第 36 条の 2 第 1 項に規定する届書、第 36 条の 2 第 3 項に規定する書類、第 36 条の 3 第 1 項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第 36 条の 4 の書類等、第 36 条の 5 若しくは第 51 条第 3 項に規定する書類、第 51 条の 2 第 1 項に規定する届書、同条第 3 項に規定する書類、第 51 条の 3 第 1 項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第 51 条の 4 の書類等、第 51 条の 5 に規定する書類、第 52 条の 3 第 1 項に規定する届書、第 60 条の 6 第 3 項に規定する書類、第 60 条の 6 の 2 第 1 項に規定する届書、同条第 3 項に規定する書類又は第 60 条の 7 の 3 第 1 項に規定する届書を提出しないときとする。

図表 3 普通徴収※に係る保険料の納付義務に関する規定

○ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（抜粋）

第 132 条 第 1 号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第 1 号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、市町村が第 1 号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

※ 介護保険料の徴収方法には特別徴収と普通徴収があり、特別徴収は、該当する年度の 4 月 1 日時点で特別徴収の対象となる年金を年間 18 万円以上支給されている者が対象となり、納め方は年金から差引きとなる。一方、普通徴収は特別徴収ができない者が対象となり、納め方は、口座振替又は納付書による納付等となる。

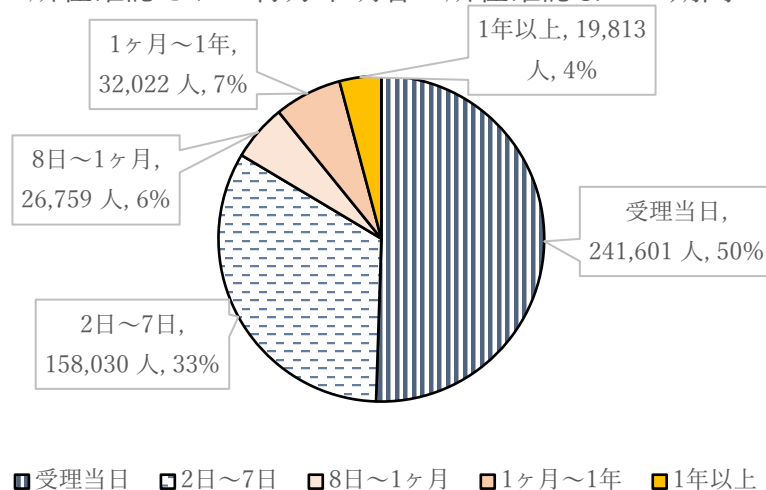
図表4 行方不明者の状況

●行方不明者の状況							(単位：人)
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数 (A)	86,933	77,022	79,218	84,910	90,144	82,563	80,486
うち認知症	17,479	17,565	17,636	18,709	19,039	18,121	17,345
所在確認等 (B) (※1)	84,362	79,640	78,024	80,653	88,470	82,647	81,843
うち認知症所在確認等 (※2)	17,340	17,532	17,538	18,562	18,959	18,043	17,268
※1 当該年中に所在が確認された行方不明者							
※2 所在確認（警察又は届出人等において所在が確認された者）、死亡確認（警察において死亡が確認された者）及びその他（届出が取り下げられた者等）の合計							

●令和元年～7年の推移	(単位：人)
行方不明になった者の総数 (A)	581,276
所在確認等に至った者の総数 (B)	575,639
発見されていない行方不明者 (A-B) (※3)	5,637 (0.97%)

※3 年をまたいで発見されるケース等もあるため、厳密には対応しない。

所在確認された行方不明者の所在確認までの期間



※ 警察庁生活安全局公表資料に基づき、当局で令和元年から7年までのデータを合計し作成。

図表 5 介護保険の被保険者資格に係る法令

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（抜粋）

（被保険者）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

- 一 市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（以下「第 1 号被保険者」という。）
- 二 市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（以下「第 2 号被保険者」という。）

（資格喪失の時期）

第 11 条 第 9 条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。

ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。

2 （略）

図表 6 国民健康保険の被保険者資格に関する通知

「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」（平成 4 年 3 月 31 日保険発第 40 号各都道府県民生主管部（局）長あて厚生省保険局国民健康保険課長通知）（抜粋）

- 1 職権による資格の喪失確認にあたっては、現地調査を経て被保険者が転出若しくは転居しているか、又は届出地に居住していないこと（以下、「不現住」という。）の認定に足りうる調査内容又は資料等を明確にするとともに、関係部署（住民基本台帳担当課等）と連携をとり行うものとする。
- 2 （略）
- 3 資格喪失年月日は、原則として転出又は居住していない事実が資料等から確認できた場合は、その日。居住していない事実のみの場合は、居住していない事実が確認できる資料等から客観的にみて居住していない事実が判断できる日であること。
- 4～7 （略）

図表 7 介護保険条例の参考例（減免）

介護保険条例の参考例（抜粋）

（保険料の減免）

第二十四条 市（区、町、村）長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- 一 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2～3 （略）

図表 8 介護保険料の賦課決定に係る期間制限

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（抜粋）

（賦課決定の期間制限）※平成 27 年 4 月 1 日施行

第 200 条の 2 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなった日とする。）の翌日から起算して 2 年を経過した日以後においては、することができない。